

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

竜王町国民健康保険保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について」（平成 26 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局長通知）に基づき、健康・医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施および評価を行うための計画である。

竜王町国民健康保険の保険者である竜王町は、被保険者の自主的な健康増進および疾病予防の取り組みを支援するため、具体的には、次の取り組みを効率的に進める。

P	Plan (計画)	健康・医療情報を活用し、被保険者の健康課題を明確にした上で、事業を企画する。
D	Do (実施)	費用対効果の観点も考慮しつつ、効果的な保健事業を実施する。
C	Check (評価)	客観的な指標を用いて、保健事業の評価を行う。
A	Act (改善)	評価結果に基づき、事業内容等を見直す。

2 計画策定の背景

国民健康保険の保険者は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項に基づき、「特定健康診査および特定保健指導のほか、健康教育、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）を行うように努めなければならない。」と規定されている。

近年、生活環境の変化や高齢化の進展に伴い、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきており、生涯にわたり生活の質を維持するためには、被保険者が自主的に生活習慣の改善および疾病予防に取り組む必要がある。そして、保険者がその取り組みを支援することは、医療費全体の適正化にも資するものである。

また、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム（以下「KDB」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

こうした中、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「すべての健康